

令和6年度版

進路の手引き



この冊子に書いてあること

この「進路の手引き」には、障害福祉サービスの種類や、本校での進路指導の進め方などが書かれています。時間に余裕があるときに、一度ゆっくり見てみてください。

また、高等部に限らず、小学部や中学部の段階でも「事業所に見学に行ってみたいけどどうしたらいいのだろう」、「高等部ではどんな流れで進路先が決まっていくのだろう」といった疑問をもったときに見ていただくと役に立つと思います。読んでみていただいて、気になることがあったときに担任や進路指導担当に声を掛けてください。

岡山大学教育学部附属特別支援学校

目次

	ページ
I はじめに	
1 進路指導の基本方針	2
2 進路指導で大切にしていること	2
II 進路についてあれこれ知りたい！	
○ 障害福祉サービスにはどんなものがあるのか知りたい！	3～ 5
○ 障害支援区分について知りたい！	6
○ 障害福祉サービス等の利用方法を知りたい！	7～ 8
○ 高等部の進路指導の進め方について知りたい！	9～16
1 高等部3年間の進路指導の流れ	
2 現場実習（産業現場等における実習）	
3 その他の取り組み	
4 進路決定までの流れ	
5 個別の移行支援計画	
6 卒業後の主な進路	
○ 卒業後の支援について知りたい！	17～18
1 アフターケア	
2 学校以外の相談窓口	
○ 事業所について知りたい！	19～20
見学心得	
○ 年金について知りたい！	21

I はじめに

I 進路指導の基本方針

本校では、「一人一人が生きがいをもって豊かに生活するために、学校の教育活動全体を通して、基本的な生活習慣・社会性・働く力などを育て、個々に応じた自立と社会参加をめざす」ということを進路指導の基本とし、次の観点を大切にしながら指導・支援を進める。

- (1) 小・中・高等部それぞれの教育活動の中で、キャリア教育の視点を踏まえながら、児童生徒のキャリア発達に応じた指導・支援を計画的・組織的に行う。
- (2) 児童生徒の思いを大切にしながら、家庭や地域、関係諸機関などと密に連携をし、児童生徒の支援に向けた理解を深めたり、協力を図ったりする。

2 進路指導で大切にしていること

以下に挙げているものは一例です。これらは教育活動全般で大切にしていることであり、積み上げていくことが進路指導でもあります。これらの力が「働く力」となり、卒業後の社会生活につながっていくと捉えています。

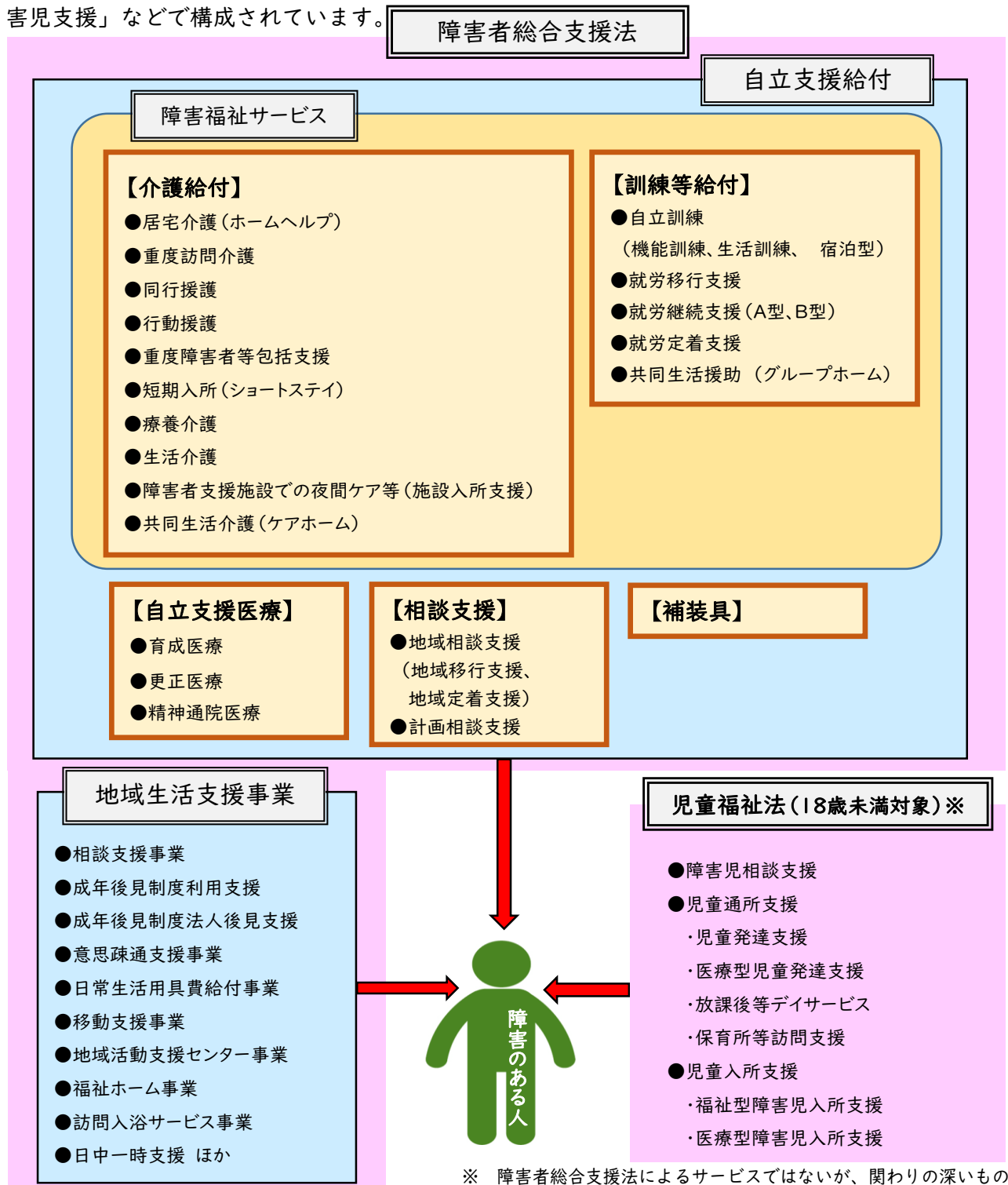
	小学部	～ 中学部	～ 高等部
基本的な生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・決まった時間に寝て、起きる。 ・挨拶に応える。 ・手順を確認しながら更衣をする。衣服のたたみ方を知る。 ・手洗い、歯磨きなどの仕方を知る。 ・食事のマナーや態度について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起きをする。 ・自分から挨拶ができる。 ・決められた時間内に更衣をする。更衣後、出掛ける前に鏡を見て自分で身なりを整える。 ・洗顔、洗髪などを自分でする。 ・食事を摂る必要性や適量を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で睡眠時間の管理をする。 ・場に応じた挨拶をする。 ・自分で整理整頓や身支度をする。 ・清潔に気を付ける。 ・簡単な調理をして朝食を食べたり、バランスの良い食事を心掛けたりする。
個性の伸長	<ul style="list-style-type: none"> ・好き、嫌いが分かる。 ・好きなことをやりきる。 ・興味・関心を広げる。 ・選択する経験をする。 ・選ぶことの意味が分かる。 ・教師や友達から褒められる経験を積む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の得意、苦手を知る。 ・いろいろな経験をし、意欲的に取り組めることが増える。 ・選んだことや自分の意思を相手に伝える。 ・他者からの評価を受け止め、より良く成長しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の適性を知り、進路先を自分で選ぶ。 ・目の前のことや、求められていることをやりきる。 ・自分の状況を相手に伝え、より良い環境で自分の力を発揮する。 ・的確な自己評価をする。
社会的貢献や社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や学部、地域の中で役割を果たす。 (自分のため→友達や家族のため→知人のため→近くの知らない人のため→見えない多くの他者のため) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・家や学校で手伝いを経験する。 ・集団の中で楽しむ。 ・身近な人と楽しく活動する経験を積む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家や学校で自分から手伝いをする。役割を継続的にしたり、新しいものにも挑戦したりする。 ・集団の中での所属感や役割意識をもつ。 ・人との適切な関わり方を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手伝いが習慣化し、自分の役割として責任をもって行う。 ・集団の中での自分の役割を理解して、任された仕事を責任をもってやり遂げる。 ・他者の気持ちや立場を考え、適切な人間関係を築く。

働くために必要な力を身に付ける

II 進路についてあれこれ知りたい!

○ 障害福祉サービスにはどんなものがあるか知りたい!

障害のある人を支える福祉サービスは、障害者総合支援法に規定される個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施される「地域生活支援事業」、児童福祉法に規定される「障害児支援」などで構成されています。



地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具費給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 福祉ホーム事業
- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援 ほか

児童福祉法(18歳未満対象)※

- 障害児相談支援
- 児童通所支援
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 保育所等訪問支援
- 児童入所支援
 - ・ 福祉型障害児入所支援
 - ・ 医療型障害児入所支援



障害福祉サービスの内容に関して詳しく知りたい場合は、
「厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害福祉
>障害福祉サービス等>障害福祉サービスについて」をご覧ください

障害福祉サービス等は、障害児（18歳未満）と障害者（18歳以上）の両方が利用できるものと、障害者（18歳以上）のみ利用できるものがあります。以下の表の赤字は18歳以上のみの利用になります。

主な自立支援給付・地域生活支援事業の体系

		サービス体系	サービスの概要	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等
			重度訪問介護	重度の人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時移動中の支援
			行動援護	危険を回避するための支援、外出支援
			重度障害者等包括支援	必要性の高い人に、居宅介護等複数の包括的サービス
			短期入所（ショートステイ）	短期間、夜間を含む入浴、排泄、食事等の介護
			療養介護	医療機関で、訓練、医療管理、看護等
			生活介護	昼間に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産的活動
			施設入所支援	夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等
	訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	一定期間、身体機能や生活能力の向上訓練	
		就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識や能力の向上訓練 （利用期間の上限は原則2年間）	
		就労継続支援 （A型・B型）	働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上訓練 （A型は雇用手型、B型は非雇用手型）	
		就労定着支援	一般就労に移行した人が就労に伴う生活面の課題に対応するための支援（利用期間の上限は3年間）	
		自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うための定期的な居宅訪問や随時の対応、援助	
		共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活の中で、相談や日常生活の援助	
地域生活支援事業	地域活動支援センター	創作的活動、生産的活動、社会との交流		
	相談支援	必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援		
	日中一時支援（タイムケア）	家族の就労のための預かり支援		
	日中一時支援（レスパイト）	介護者の一時的な休息を提供するための預かり支援		
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援 （通所施設への送迎は利用不可）		
	生活サポート	介護給付支給決定者以外の方に家事援助を提供		

※ 地域生活支援事業は、地域ごとに運用ルールが異なります。また、事業所ごとに利用料等を定めていますので、詳細については、それぞれの事業所の確認が必要です。

※ 年齢要件の特例（例外的措置）は児童福祉法に規定されています。（18歳到達後支援学校在籍中の放課後等デイサービスの利用、18歳到達前のB型就労アセスメント時の就労移行支援の利用など）



岡山市の障害福祉サービスや利用に関して詳しく知りたい場合は、
「岡山市トップページ>暮らし・手続き>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉
>障害/障害福祉サービス及び地域生活支援事業」をご覧ください

サービスは大きく次の三つに分けられます。

訪問系	在宅で生活する障害者等に対してヘルパー等が訪問して行う居宅介護、移動支援など
日中活動系	日中に障害者等が通所して行われる日中一時支援、生活介護、就労継続支援など
居住系	施設入所、グループホームなど夜間住む場所など

これらのサービスを必要に応じて組み合わせて利用することができます。

組み合わせ例【18歳未満、自宅の場合】

暮らしの場 (訪問系・居住系 の利用)	自宅における生活支援	居宅介護等
	介護者不在時の預かり支援	日中一時支援(タイムケア・レスパイト)
	緊急対応	短期入所
	外出に関するサービスの利用	行動援護・移動支援等
昼間通う場 (日中活動系)	療育等	児童発達支援 放課後等デイサービス
	教育	保育所等訪問支援

組み合わせ例【18歳以上】

暮らしの場 (訪問系・ 居住系の利用)	施設での夜間支援が必要な場合	施設入所
	住居での夜間支援(自立に向け た訓練)が必要な場合	共同生活援助(グループホーム)等
	自宅に居住している場合	緊急対応→短期入所 介護者不在時の預かり支援 →日中一時支援(タイムケア・レスパイト)
	外出に関するサービスの利用	行動援護・移動支援等
昼間通う場 (日中活動系)	就労に関する訓練	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
	日中の介護	生活介護
	居場所の確保	地域活動支援センター

※ 18歳以上で障害福祉サービス等を利用する場合は、障害支援区分の判定を受け、判定が受けたいサービスが利用可能な区分でなければ、利用することができません。

倉敷市の障害福祉サービス等の利用に関して詳しく知りたい場合は、
「倉敷市トップページ>市の組織>保健福祉局>障がい福祉課>サブメニュー表示
障がい福祉サービス、または地域生活支援事業、もしくは児童福祉法」をご覧ください



各地域にある障害福祉サービス等の事業所を探す場合には、
「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」をご覧ください

○ 障害支援区分について知りたい!

障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分です。18歳以上の方は、その方に必要なサービスの度合（障害支援区分）を測り、その度合に応じたサービスが利用可能となります。そのため、サービスを受けたい場合は18歳になると、区分を判定するために障害の状況についての調査を受けます。調査項目は80項目あります。調査では、困難なことや支援の必要なことをできるだけ具体的に伝えます。そして、医師の意見書や調査員の調査票に、特記事項として加えてもらい、二次審査の段階で、適切に審査されることがポイントになります。もしも、障害特性が反映されないまま、軽い障害支援区分に決定されると、利用できる福祉サービスが制限されてしまいます。区分変更申請や不服審査請求も可能ですが、大変な時間や労力が必要となるので、予め実態をよく考えて整理しておくことが大切です。

【障害支援区分と利用可能な福祉サービス（網掛け部が原則利用できません）】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護							
就労移行・継続A・B							
生活介護			50歳以上は 区分2以上				
施設入所支援				50歳以上は 区分3以上			
行動援護							
移動支援							
グループホーム							
重度訪問介護							
短期入所							
日中一時支援							

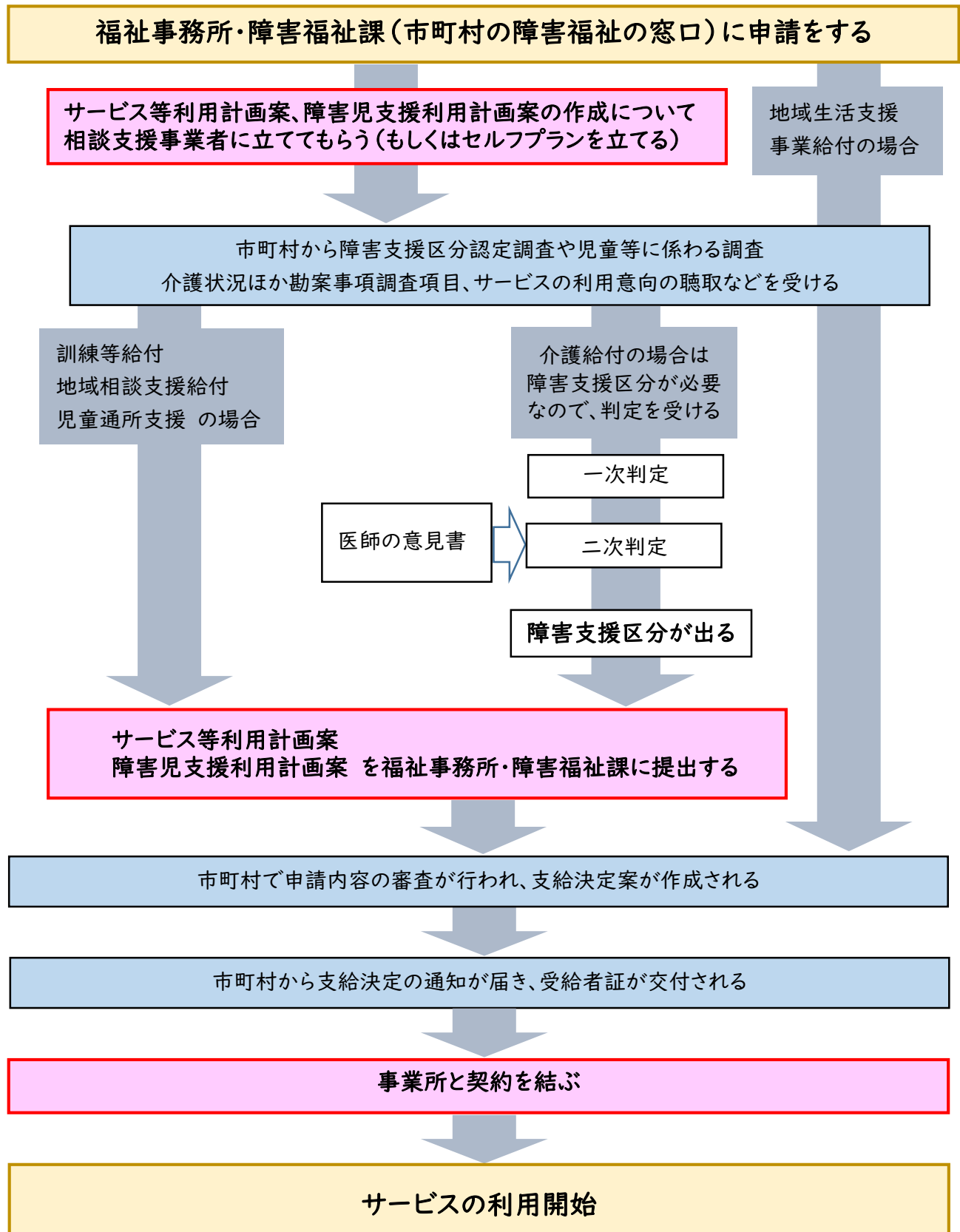
※ 福祉サービスを利用すると、利用料が必要となります。詳細については、福祉事務所や契約する事業所に問い合わせをしてください。また、他の必要経費として、事業所独自の集金（家族会費、自治会費、障害保険など）もありますので確認が必要です。



岡山市の障害区分認定について詳しく知りたい場合は、
「岡山市トップページ>暮らし・手続き>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉
>障害支援区分認定について」をご覧ください

○ 障害福祉サービス等の利用方法を知りたい!

障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、地域生活支援事業の給付及び児童福祉法に基づく児童通所支援の利用を希望される方は、各市町村に申請し、聞き取り調査等を経て、各市町村の支給決定を受ける必要があります。



例) 障害福祉サービスを利用する際の手続きの流れ(岡山市の場合)

管轄の福祉事務所(知的・身体障害)や保健センター(精神障害・難病)などの窓口にご相談します

原則として、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成します。

「相談支援事業所」を利用する

申請書類を記入し、相談したい「相談支援事業所」を選ぶ
選んだ「相談支援事業所」に電話をかけ、相談の日程を決める



自分で作る
【セルフプラン】

同一サービスを複数年更新する方、更新期限が迫っていて相談が間に合わない方

「相談支援事業所」と契約する

管轄の福祉課HPで、相談支援事業所の一覧や受入可能状況を確認できる地域もあります

相談支援専門員と面接し、「サービス等利用計画案」を作成してもらう

管轄の福祉事務所等に「サービス等利用計画案」と「計画相談支援給付申請書」を提出する



管轄の福祉事務所等に「セルフプラン」を提出する

「サービス等利用計画案」または「セルフプラン」に基づき、岡山市が支給決定し、「受給者証」が利用者に送られてくる

介護給付の場合は利用可能な度合の障害支援区分が必要

「サービス等利用計画案」に基づき、事業者や行政が集まり利用に向けての調整会議を行う



相談支援専門員に「サービス等利用計画」を作成してもらう

サービス提供事業所と契約、「障害福祉サービス等」の利用開始



○ 高等部の進路指導の進め方について知りたい!

Ⅰ 高等部3年間の進路指導の流れ

進路指導は小学部でも中学部でも行われています。高等部3年間では、特に卒業後の進路に向けて具体的な活動をしていくことになります。生徒だけ、家族だけ、教師だけではできません。三者がそれぞれに進路について考え、相談しながら進めていく必要があります。



高等部 3年間の進路指導に関する行事

	進路指導	保護者関連進路行事	
1年	4月	進路アンケート	
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習(2週間 校内・集団・体験実習)	実習参観
	7月	前期現場実習報告会	前期現場実習報告会 進路懇談会 福祉制度説明会(夏休み中)
	9月	職場見学及び就職準備講習会(隔年 希望者) 校外学習で職場見学(福祉施設など)	職場見学及び就職準備講習会(隔年 希望者)
	10月	後期現場実習決意表明式 後期現場実習(2週間 校内・集団・体験実習) ジョブマッチング~特別支援学校生徒のためのジョブフェア~(希望者)	実習参観
	11月	後期現場実習報告会	後期現場実習報告会 進路アンケート・ジョブマッチングシート
	12月	進路懇談会(実習の評価・進路の相談)	進路懇談会
	1月~	個別に次年度現場実習候補先見学	個別に次年度現場実習候補先見学 進路を考える会 進路プロフィールの作成
2年	4月	進路アンケート・ジョブマッチングシート	
	5月	前期現場実習先との面接	前期現場実習先との面接
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習(2週間 校外・個別・体験実習)	実習参観・懇談
	7月	前期現場実習報告会 進路懇談会(実習の評価・進路の相談) 個別に後期現場実習候補先見学 地区別懇談会(夏休み中)	前期現場実習報告会 進路懇談会 個別に後期現場実習候補先見学 地区別懇談会(夏休み中)
	9月	職場見学及び就職準備講習会(隔年 希望者) 後期現場実習先との面接	職場見学及び就職準備講習会(隔年 希望者) 後期現場実習先との面接
	10月	後期現場実習決意表明式 後期現場実習(2週間 校外・個別・体験実習) ジョブマッチング~特別支援学校生徒のためのジョブフェア~(希望者)	実習参観・懇談
	11月	後期現場実習報告会 進路懇談会(実習の評価・進路の相談)	後期現場実習報告会 進路アンケート 進路懇談会
	12月~	個別に次年度現場実習候補先見学	個別に次年度現場実習候補先見学 進路を考える会
3年	4月	就職相談会(ハローワーク登録 一般・A型希望者)	就職相談会(一般・A型希望者)
	5月	前期現場実習先との面接	前期現場実習先との面接
	6月	前期現場実習決意表明式 前期現場実習(2週間 校外・個別・前提実習)	実習参観・懇談
	7月	前期現場実習報告会 進路懇談会(実習の評価・進路の相談)	前期現場実習報告会 進路懇談会
	9月	後期現場実習先との面接	後期現場実習先との面接
	10月	後期現場実習決意表明式 後期現場実習(2週間 校外・個別・前提実習)	実習参観・懇談
	11月	後期現場実習報告会 進路懇談会(実習の評価・進路方向決定)	後期現場実習報告会 進路懇談会
	12月~	追加実習先の見学・面接(該当者) 追加現場実習(該当者) 追加進路懇談会(該当者) 移行支援会議	追加実習先の見学・面接(該当者) 追加現場実習(該当者) 追加進路懇談会(該当者) 個別の移行支援計画作成 進路を考える会 移行支援会議

2 現場実習（産業現場等における実習）

（1）現場実習とは

企業や福祉施設等の協力を得て、学校や家庭で身に付けてきた力が実際の場面でどのように発揮できるのか、また、どのような力がさらに必要なかを明らかにするための体験的な学習です。さらに、実際の職場でのルールや仕事の厳しさ、楽しさ、やりがい等も学ぶことのできる貴重な学習場面です。

（2）現場実習の形態及び日程等

本校では、前期及び後期に各1回の現場実習期間を設けています。高等部3年間を通じて、計画的に学んでいくことができるように、各学年で内容が変わります。

1 年前期	位置付	体験実習（作業学習の発展）		
	目的	○働く経験を通して、働くことの意義を理解し、働くことの厳しさや喜びを味わうことができる ○仕事を中心とした生活を経験することにより、基本的な生活習慣及び仕事の継続に必要な知識、技能、態度など、職業生活について理解することができる		
	形態	集団実習（1年生全員）	期間	2週間
	場所	校内（事業所という設定で、終日実施）	内容	屋内外での軽作業等
1 年後期	位置付	体験実習（作業学習の発展）		
	目的	前期と同様		
	形態	集団実習（1年生全員）	期間	2週間
	場所	校内、または近隣施設での作業体験	内容	屋内外での軽作業等

2 年前期	位置付	体験実習（卒業後の進路の方向性を検討する際の参考とする）		
	目的	○実際の現場での働く体験を通して、働くことへの心構えをもったり、意欲を高めたりすることができる ○実習を行う中で通勤、基本的な生活習慣、実習先での人間関係など、職業生活に必要な知識、技能、態度を身に付けることができる		
	形態	原則、個別実習	期間	2週間程度
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等
2 年後期	位置付	体験実習（卒業後の進路の方向性を検討する際の参考とする）		
	目的	前期と同様		
	形態	個別実習 前期とは別の所で実習を行う	期間	2週間程度
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等

3 年前期・ 後期	位置付	前提実習（卒業後の実際の進路先として考える）		
	目的	○卒業後を想定した生活を体験し、卒業後の生活への見通しをもつことができる ○実際の現場で必要な知識、技能、態度を身に付けることができる		
	形態	個別実習	期間	2週間程度（実習先の要望等により延長する場合もある）
	場所	一般企業、福祉施設等	内容	実習先で実際に行われている作業等
	その他	後期実習を終えて進路先が決定しない場合は、11～1月に個別に実習を行う		

3 その他の取り組み

(1) 進路懇談会

対象・形態：高等部1～3年生の生徒及び保護者

形態：個別に実施

時期：前期及び後期現場実習後の計2回

場所：本校

内容：進路に関わる相談・情報提供、進路希望の確認などの個別相談

その他：生徒本人もできるだけ参加する

追加実習を行う3年生は、定例の進路懇談会以外に、必要に応じて随時実施

(2) 就職相談会

対象：高等部3年生で一般就労もしくは就労継続支援A型事業所(就労移行支援事業所)を
路先に希望する生徒及び保護者

形態：個別に実施

時期：4～5月に開催

場所：本校

内容：岡山公共職業安定所職員による個別の就職相談、求職登録

その他：希望の職種、得意なこと、苦手なこと、勤務地、通勤方法等を事前に、本人と家族でよく話し合っておく

(3) 進路選択を支援するための施設見学

対象：高等部1～3年生の生徒及び保護者

形態：個別に実施

時期：1年生は、後期現場実習後に2回程度

2・3年生は、現場実習後に実施、また、随時、個別の希望に応じて実施

場所：見学希望先(一般企業、福祉施設等)

内容：作業内容・施設の見学及び懇談等

その他：進路指導担当者が窓口となり、見学先と調整して担任、または進路指導担当者が同行

(4) 福祉制度説明会

対象：高等部1年生の保護者

時期：夏季休業中

場所：管轄福祉課のある場所の近く(市役所、ふれあいセンター等)

内容：地域生活支援事業や在学中もしくは卒業時に利用できるサービスの内容等の説明

(5) 地区別懇談会

対象：高等部2年生の生徒と保護者

時期：夏季休業中

場所：管轄福祉課のある場所の近く(市役所、ふれあいセンター等)

内容：各地域の相談支援専門員の方と顔合わせ、及び地域生活支援事業や在学中もしくは卒業時に利用できるサービスの内容、手続きの相談

その他：個別の相談に対応していただくことも可能

4 進路決定までの流れ

(1) 障害福祉サービスを利用する場合の採用内定の流れ

障害福祉サービスを利用するには採用内定後、受給者証を交付してもらう必要があります。

(対象：就労移行支援事業所・**就労継続支援A型事業所**※・就労継続支援B型事業所・生活介護事業所等)

高等部 3年	10月	後期現場実習(前提実習)を行う		
	11月	事業所等から評価・内定をもらう		
	12月	障害福祉サービス受給者証申請	A型アセスメント(A型のみ)	障害支援区分判定※
	1月	①福祉事務所に福祉サービス利用申請(受給者証申請)をする ②申請に必要なサービス等利用計画を作成する ③必要書類を提出する (B型事業所の場合は直Bアセスメントの評価を提出する)	①事業所で、A型アセスメント実習を受ける ②事業所よりアセスメント評価を福祉事務所に送られる	①必要に応じて障害支援区分判定を受ける (生活介護の場合は必須) ②認定支給決定通知書を受け取る
	2月			
	障害福祉サービス受給者証を受け取る			
	3月	障害福祉サービス受給者証を持って事業所等と契約する		
4月	利用開始			

※ 障害支援区分審査についてはP.6の「障害支援区分と利用可能な福祉サービス」をご覧ください。進路先が生活介護のサービスを提供する事業の場合には、必要になります。

(2) 雇用契約を結ぶ場合の採用内定の流れ

(対象：一般就労・**就労継続支援A型事業所**※)

高等部 3年	4月	就職相談会(本校開催)で、ハローワークに求職登録を行う ハローワークを通じて障害者職業センターに職業上の重度判定の依頼をする	
	10月	後期現場実習(前提実習)を行う	
	11月	事業所等から評価・内定をもらう 岡山障害者職業センターに行って、職業上の重度判定を受ける	
	12月	ハローワークを通して求人に応募	
	1月	①事業所等からハローワークに求人票が提出され、学校に連絡が来る※ ②求人票の労働条件等を確認する ③応募書類を書き(学校で記入)、ハローワークに提出する ③ハローワークを通して事業所等に応募書類が渡り、事業所等より学校に採用通知が届く ④学校の採用通知授与式で採用通知を受け取る	職業上の重度判定※ ①判定結果を受け取る ②学校へ通知 (進路先へは、岡山障害者職業センターから通知される)
	2月		
	進路先の希望に応じて、面接等を行う		
3月	事業所等と入社打ち合わせ、契約をする		
4月	就労		

※ ①の求人票は、現場実習を通して内定された後、本人のみに出される指定求人票です。

※ 職業上の重度判定とは、障害の重度・軽度という度合を測るものではなく、企業側がダブルカウント(重度と判定されている人を雇用すると一人の障害者雇用で二人を雇用したことになる)が使えるかどうかを判定するものです。

※ **就労継続A型事業所**を進路先とする場合は、上図の1、2の両方の手続きを行う必要があります。

5 個別の移行支援計画

学校在籍中は、個別の指導計画の下に学習活動を進めていますが、進路指導に関わっては、さらに、「学校卒業後の職業生活・社会生活を見通し、進路指導上の課題解決のための個別の支援計画」として個別移行支援計画を作成し、それを活用しながら教育活動を進めることが大切になります。

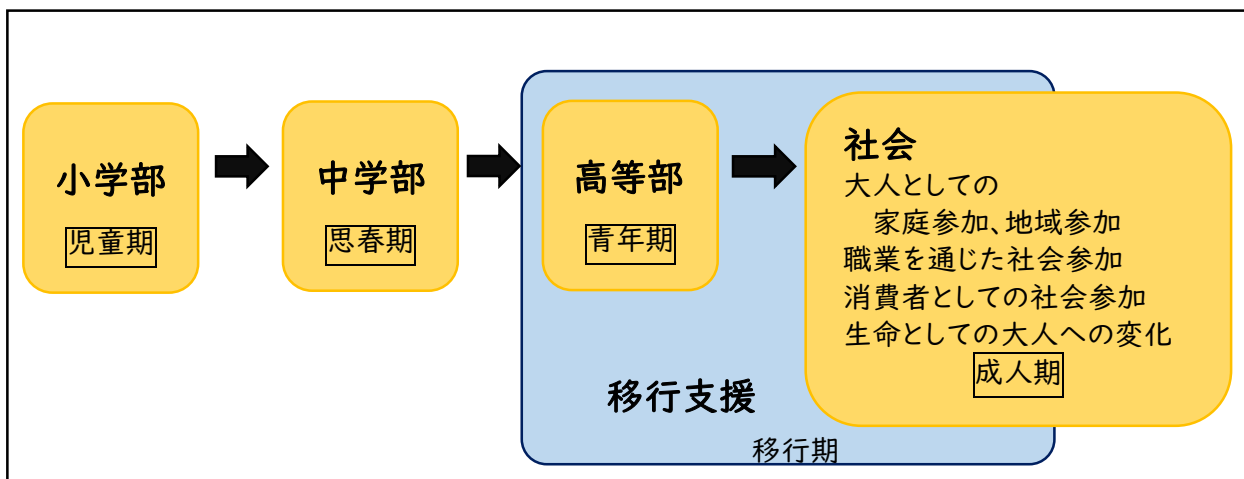
(1) なぜ、移行支援計画が必要か

- ① 学校から地域、職場への移行をスムーズに行うことができるようにするため
- ② 生徒一人一人に合った生活を送ることができるように支援を考えるため
(進路指導には、本来個別性がある)
- ③ 地域で豊かに生きていくために、地域の様々な機関が支援を分担できるようにするため
(一つの企業や作業所、施設がまる抱えした支援には限界がある)
- ④ 生徒の在学中から、地域の福祉機関、労働機関、就労支援センター、企業、行政等が連携してネットワークを形成して支援することができるようにするため

(2) 移行支援計画を作成するねらい

- ① 学校で付けてきた力を卒業後、一層発展できるようにする
- ② 学校から社会(家庭等暮らしの場、地域、職場)への移行をスムーズにし、地域・社会でより豊かな生活を送ることができるようにする
- ③ 就労支援と生活支援の一体化を進める
- ④ 地域に開かれた学校づくりを進める

(3) 移行支援の流れ



(4) 移行支援会議

移行支援会議では、学校から社会への移行にあたって、生徒本人を中心に据えた学校と関係機関(相談支援事業所、各地の就業・生活支援センターやハローワークなど)による支援ネットワークを形成するための協議を行います。卒業後の生活に向けた生徒本人と家族のニーズを学校と関係機関で共通理解したり、現時点や今後、どのような支援が必要とされるか、また、その支援は誰が行うのかを検討したりします。

高等部3年生の現場実習後、進路先が決定すると、「移行支援計画」の中の「将来の生活についての希望」や「必要と思われる支援の内容」を本人や家族に書いていただきます。それに基づき、本人、家族、進路先、学校、関係支援機関で移行支援会議を行います。例年1、2月に行われます。

個別移行支援計画

記入例

本人プロフィール					
フリガナ 氏名	フトク タロウ 附 特 太 郎	男	生年月日	平成 〇〇年〇月〇日	
住所	〒70×-×××× 岡山市〇区△△			連絡先	000-000-0000
保護者	附特 一郎	住所	〒 (本人と違う場合のみ記入)		連絡先 000-000-0000
出身校	岡山大学教育学部 附属特別支援学校 高等部	担当	担 任 ○○ ○○ 担 任 △△ △△ 進 路 □□ □□	連絡先	086-277-7431
将来の生活についての希望					
<p>○自分の仕事に自信をもち、仕事を続けてほしい。仕事と家庭、余暇活動とのバランスを取りながら、充実した生活を送ってほしい。</p> <p>○将来的には、一人あるいは仲間と一緒に、支援を受けながら親から自立して生活してほしい。</p> <p>○ゆっくりと仕事を覚えていくタイプなので、長い目で見てもらいたい。</p>					
必要と思われる支援の内容・合理的配慮					
<p>【健康面】 疲れやすいので体調面の管理・配慮をする。体力を付けるようにする。</p> <p>【就労面】 体力や体調に合わせた仕事をする。必要に応じて相談にのる。</p> <p>【生活面】 移動支援等の福祉サービスを活用し、余暇の充実を図る。</p>					
各関係機関の具体的支援					
機関	名称（連絡先）	担当者	支援内容		
家庭	TEL000-000-0000	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・体調に関する必要な情報を進路先に伝える。 ・体調管理に気を配りながら、仕事と余暇と両立できるようにしていく。 		
進路先	〇△事業所 TEL000-000-0000	/	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を整え、落ち着いて生活できやすいように配慮する。 ・本人の様子を見ながら、本人にあった作業内容を提供する。 ・必要に応じて、仕事や他者との関わりについて相談にのる。 		
福祉事務所	岡山市〇区福祉事務所 TEL000-000-0000		<ul style="list-style-type: none"> ・諸手当や福祉サービスの手続きをする。 		
相談支援事業所	△×相談支援事業所 TEL000-000-0000	△△□□さん	<ul style="list-style-type: none"> ・年金や後見人制度などを含む、生活や福祉サービスの相談窓口となり、本人や家族に必要な情報の提供を行う。 ・サービス等利用計画作成や見直し、事業所との連絡調整を行う。 		
医療	〇×□病院 TEL086-	□□〇〇先生	<ul style="list-style-type: none"> ・受診の際、相談を受けたり指導・助言をしったりする。 		
その他					
学校	岡山大学教育学部附属 特別支援学校 TEL086-277-7431	/	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターケアとして職場訪問を行う。 ①卒業後の4～5月 ②7・8月（3年間） ③必要に応じ随時 ・同窓会行事や学校行事などに参加した場合に、様子を聞いたり、相談にのったりする。 ・その他、随時相談等に応じる。 		

以上の支援計画について了承しました。

令和 年 月 日

本人署名 _____

6 卒業後の主な進路

卒業後の主な進路先としては、企業への一般就労する場合と、施設などを利用する福祉的就労、日中活動サービスなどに分けられます。

一般就労	常勤※	1週間の所定労働時間が30時間以上 雇用保険、労災保険加入 健全者と働く 正社員、非正社員、パート
	短時間労働※	1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満 雇用保険加入可能 健全者と働く 非正社員、パート
	特例子会社※	障害者雇用促進法に基づき、複数の会社をもつ企業グループの中で障害者雇用率を調整する機能をもつ会社 障害がある人と働く
福祉的就労	就労移行支援	就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を提供され、就職を目指す場所 対象：2年以内に雇用契約に基づいた就労が可能と見込まれる人 など 期間：最大原則2年間
	就労継続支援A型※	生産活動の場を提供され、就労に必要な知識・及び能力向上のために必要な訓練や支援を受ける場所 対象：雇用契約に基づき、継続的に就労が現状で可能な人 など 期間：期限なし
	就労継続支援B型	生産活動等の場を提供され、基本的な生活能力や就労に必要な知識・及び能力向上のために必要な訓練や支援を受ける場所 対象：雇用契約を結んで働くことが現状で難しい人 など 期間：期限なし (卒業後すぐに利用する場合は、在学中に「就労継続支援 B 型事業所利用に係る就労移行支援事業所での就労アセスメント」を受け、B型が妥当との評価をもらう必要がある)
日中活動	自立訓練	日常生活で必要となる様々な能力の維持や向上のための訓練を受ける場所 期間：最大2年間
	生活介護	必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供され、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を受ける場所 対象：安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、障害区分が該当の区分以上の人 期間：期限なし
その他	県立高等技術専門学校	これから就職しようとする人や転職しようとする人、既に仕事に就いている人が、社会の変化に対応できる確かな知識や技能を習得するための職業能力開発施設 ○南部高等技術専門学校 ○北部高等技術専門学校 ○北部高等技術専門学校美作校
	国立職業リハビリテーションセンター	新たな技能や知識を身に付け、就職を目指すための職業訓練施設 ○国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 【職域開発系】対象：知的障害のある人 期間：1年間 ・事務・販売・物流ワークコース ・厨房・生活支援ワークコース
	専門学校等への進学	

※ 赤字の企業や事業所は雇用契約を結んで働く。それ以外は、雇用契約は結ばない。

○ 卒業後の支援について知りたい!

卒業後、仕事や生活に関して様々な悩みごとや支援が必要な場面が出てくると思います。そういった際に家族だけで解決、進路先だけで解決とはいかない場合も出てきます。学校もちろん卒業後も必要に応じて相談ののったり、支援をしたりしていきます。学校の支援としては、主にアフターケアがあります。

1 アフターケア

アフターケアとは、進路先である事業所を訪問して、卒業生の様子を見たり、担当者と懇談したりすることにより、卒業後の実態を把握するとともに課題の明確化を図り、職場定着等に向けて具体的な支援を行うことを目的とします。

(1) 進路指導主事によるアフターケア

卒業して1か月程度経った頃に訪問をしています。また、必要に応じて定期的に訪問するなど、個々に対応しています。

(2) 同窓会等における情報収集

同窓会等に参加している卒業生や家族から状況を聞き、必要に応じて、アドバイスをしたり、後日、進路先を訪問したりしています。

(3) 全教員によるアフターケア

小・中・高の全教員が分担し、卒業後3年間、進路先を訪問しています。夏期休業中に実施します。

2 学校以外の相談窓口

(1) 就労に関する相談窓口

事業所名	概要
公共職業安定所(ハローワーク) ※雇用契約を結ぶ一般就労、 A型のみ	求職者に就職(転職)についての相談・指導、適性や希望に合った職場への職業紹介などを行う場所 卒業後は居住地にあるハローワークが管轄になる
障害者就業・生活支援センター (なかぼつ) ※一般就労のみ	障害のある人の仕事や暮らしの困りごと、企業における障害者雇用に関する相談を受ける場所 居住する地域によって管轄のセンターがある ○岡山障害者就業・生活支援センター ○倉敷障がい者就業・生活支援センター など
地域障害者職業センター ※一般就労を目指す人	ハローワークなどの関係機関と連携し、障害者の就職の相談・支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援を行う専門機関 雇用対策上の重度判定やジョブコーチ支援を行っている ○岡山障害者職業センター
相談支援事業所 ※一般就労以外	相談に応じて必要な情報や、場合によっては進路先などのケース会を設けたりする



岡山障害者就業・生活支援センター



(2) 生活に関する窓口

事業所名	概要
相談支援事業所	地域に住む障害児・者が地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう、個々のライフステージに合った支援・サービスを提案、サポートする
地域活動支援センター	<p>創作的活動・生産活動・社会との交流促進等の機会を提供する支援機関</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型 困りごとの相談や地域の医療機関・支援機関等との連携といったサポートを行う</p> <p>○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 活動内容は作業や交流の場の提供など</p> <p>※具体的な活動内容やサービスなどはセンターによって異なる ※利用するには、福祉事務所等から交付される「地域生活支援事業利用証」が必要</p>
社会福祉協議会	<p>地域における自立した生活を支えるため、福祉サービスの適切な選択や利用を支援するための取り組み、生活課題の早期発見・早期対応や課題解決の仕組みづくり等を進めているところ</p> <p>後見人制度、日常生活自立支援事業、生活サポート等に携わる</p>

(3) 福祉制度に関する相談窓口

事業所名	概要
福祉事務所	<p>身体障害・知的障害・精神障害児・者に係る障害福祉の窓口があり、障害者手帳の交付などの各種サービスを行う</p> <p>居住地により担当の福祉事務所が決まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用の申請受付、受給者証の交付 ・療育手帳の交付 ・心身障害者医療費の助成 ・障害者福祉施設への入所に関する申請受付 ・地域生活支援事業の申請受付 など
知的障害者更生相談所	<p>身体障害・知的障害に関する専門的な機関で専門的な相談・支援、補装具の判定、自立支援医療の判定、各種機関などへの支援を行う</p> <p>18歳以上の人が手帳の更新に行くところ(児童は児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の新規判定と再判定 ・日常生活に関する相談 など



障害者福祉に関する様々な相談窓口を知りたい場合は、
「岡山県トップページ>組織で探す>保健福祉部>
障害福祉課>障害者福祉の窓口」 をご覧ください

○ 事業所について知りたい!

進路先となる事業所にはどんなところがあるのかを知り、進路先や実習先の候補を考えようとするとき、名前を聞いただけでは、どんな事業所かは分からないと思います。高等部では、実際に現場実習の候補先となる事業所は生徒本人、保護者とともに教師と一緒に見学に行く機会がありますが、小学部、中学部の段階でも保護者の方に見学に行っていたことは可能です。

見学の希望は随時受け付けています。条件が整えば、小集団での見学や保護者のみでの見学ができる場合もあります。まずは担任までお問い合わせください。

<確認事項>

- ・ 行事等の関係で、希望を受け付けてから、見学まで日数を頂くことがあります。
- ・ 見学希望があったとき、事業所への最初の連絡は学校から行います。
- ・ 見学に際しては、次のページの見学心得の内容についてご確認をお願いします。



各地域にある障害福祉サービス等の事業所を探す場合には、
「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」をご覧ください

岡山県の障害者福祉施設の待機者状況を知りたい場合は、
「岡山県トップページ>組織で探す>保健福祉部>障害福祉課>待機者状況」にある
待機者情報ファイルをご覧ください。現在利用できる事業所が随時、更新されています



※ 岡山市の施設に関しては、岡山市の「障害者のしおり」(年度更新)にも記載があります。

見学のポイント

作業内容(何をどのくらいしているのか)
作業場所(施設内の作業だけでなく、施設外就労で別の場所で作業をしていることも…)
利用時間
職場の雰囲気
環境(広さ、音、におい、支援の程度など)
利用者の方の作業に取り組む様子
昼食や休憩の過ごし方
送迎の有無(近くのバス停等も見ておくと通いやすさが計れます)
聞いたら…給料(工賃)や保険について など

それらがお子様に合いそうかな?という視点も大切です

見学心得

企業・福祉サービス事業所は、通常の業務を行いながら、時間や人を割いて見学する者への対応をしてくださっています。その点を十分考慮したうえで、相手に失礼のないよう、ルールやマナーを守って見学を行ってください。

その1 時間を守る

訪問時刻に遅れないように、時間に余裕をもって集合・出発するようにしてください。予定時刻の5分前を目安に施設を訪問するようにしてください。また、特別な事情がない限り、あまり長時間の滞在にならないように気を付けてください。

その2 連絡を確実に行う

見学したい企業・事業所がある場合は、担任や各部の進路担当を通じて、進路指導主事までご相談ください。見学日時や見学者数などの変更があった場合は、事前にお知らせください。当日、見学に遅れる場合は、必ず学校と企業・事業所への連絡をお願いします。

その3 見学中の言動に配慮する

企業の職員さんや事業所の利用者さんの中には、知らない人に見られるのが苦手な方もおられます。また、話し声等で集中できなくなる方もおられますので、話し掛けないようご配慮をお願いします。私語は慎み、説明をしっかりと聞きましょう。また、相手が困るような質問（「うちの子を採用してもらえますか？」等）や、他の事業所と比べる発言をする、内容について批判的な意見を言うといったことは厳に慎むようお願いします。

その4 写真は許可をもらってから撮る

写真撮影時には必ず許可をもらってから、利用者さんが写らないように配慮してください。作業室の中には、利用者さん以外にも撮影されると困る物品もあります。特に外部委託の作業などは撮影NGなものもあります。商品や物、また建物の外観などを撮影する場合でも確認をしてください。

その5 あいさつはていねいにする

訪問時には、学校名・学年・見学者の氏名を伝えてください。作業場への入室時・退室時にも挨拶をしたり、一礼をしたりなどその場の状況に応じた行動をお願いします。

また、最後は感謝の気持ちを込めてお礼のあいさつをするよう心掛けてください。

その6 具体的な話は学校を通して行う

保護者と事業所だけで実習や利用の約束等はせず、学校に必ず連絡をお願いします。

○ 年金について知りたい!

障害基礎年金 <申請窓口:各区役所 市民保険年金課>

20歳になったときの障害程度に応じて支給されます。施設に入所していても、親や家族の収入に関係なく支給されます。ただし本人の前年の収入が一定以上である場合は受給できません。20歳になったときに請求しなかった場合でも、5年間までさかのぼって請求することができます。障害基礎年金は障害者の方の生活の安定と福祉の向上を図るために支給されています。

【手続き期間】

20歳になる誕生日から3か月間

20歳の前月に年金事務所から国民年金の加入通知が来ます。厚生年金の場合、通知は来ません。

【手続き必要書類・物品等】

- 年金請求書(国民年金障害基礎年金)
- 診断書(精神保健指定医または精神科医師が作成)→誕生日の前日から3か月以内の診断日
- 病歴・就労状況等申立書(国民年金用)
- 住民票等、本人の生年月日が確認できるもの
- 所得証明
(誕生日が7月以降の場合は前年分の証明、1~6月の場合は前々年分以降の証明)
- 療育手帳
- 請求者名義の貯金通帳(障害基礎年金の振込先)
- 印鑑

※ 並行して、国民年金への加入手続きが必要です。(厚生年金の場合は加入手続きの必要はない)

【手順】

- ① 国民年金課・支所で、申請書類一式をもらう
- ② 精神科を受診し、診断書を受け取る
- ③ 病歴・就労状況等申立書を記入
支援の状況について、就学前・小・中・高・卒業後の生活に分けて、具体的に記入する
→各学校時の連絡帳などを取っておくと、いつどんな状況だったかが振り返りやすい
- ④ 国民年金課・支所に申請する

【結果】

手続き完了後、約3か月後裁定(結果が届く)

※ 障害基礎年金が支給される場合は、法定免除を申請すれば、国民年金の掛け金の支払いが免除されます。

※ 詳しくは、各申請窓口にお問い合わせください。

作成：岡山大学教育学部附属特別支援学校 進路指導委員会
令和6年3月